

第2号様式

法令適用事前確認手続 回答書

令和元年5月31日

照会者名 藤井産業株式会社 情報ソリューション工事部  
担当課長 田崎 康男 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

平成31年4月17日付けをもって照会のあった件について、下記のとおり回答します。

なお、本回答は、照会に係る法令を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提に、照会対象法令の条項との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではありません。

## 記

### 1 回答

照会のあった事実については、判断の基礎となる事実関係に関する情報が不足しているため、回答は困難である。

### 2 当該事実と照会法令との関係に関する見解及び根拠

建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項において、「建設工事」とは土木建築に関する工事で別表第一の上欄に掲げるものと規定されている。例えば、有線電気通信設備、無線電気通信設備、放送機械設備、データ通信設備等の電気通信設備を設置する工事は、一般的に同法別表第一中の「電気通信工事」に該当することとなり、これを業として営もうとする場合、政令で定める軽微な建設工事（建築一式工事にあつては、1,500万円未満の工事又は延べ面積150㎡未満の木造住宅工事、建築一式工事以外の工事にあつては500万円未満の工事）のみを請け負う場合を除き、同法第3条第1項の規定に基づく建設業の許可を受ける必要がある。

一方、機械設備の製造又は運転調整については、土木工作物又は建築物の建設、資機材の据付けを行うものではなく、一般的に同法第2条第1項に定める建設工事には該当しないため、同法第3条第1項の適用対象とならない。

照会のあった事実において、D社の行為については、その具体的内容が明らかではないため、同法第3条第1項の適用対象となるか否かの回答は困難である。